

TEPCO

曜 日 別 電 灯
(選 択 約 款)

平成28年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

曜日別電灯

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、平日休日別に設定された料金によって、より電力需要の少ない日への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3 平日休日区分

平日休日区分は、次のとおりといたします。

- (1) 平 日
(2)にいう休日以外の日をいいます。
- (2) 休 日
土曜日および日曜日をいいます。

4 曜日別電灯 1 型

(1) 適 用 範 囲

電気供給約款（平成27年12月 1 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯 B の適用範囲に該当し、3（平日休日区分）に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の曜日別電灯（平成27年12月 1 日届出。以下「旧選択約款」といいます。）本則 4（曜日別電灯 1 型）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

契約電流は，供給約款の従量電灯 B に準じて定めます。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，平成28年 5 月31日までに使用される電気には A 表を，平成28年 6 月 1 日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

A表, B表共通

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 平日

A表 (平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円97銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円30銭

B表 (平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円06銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円39銭

(ロ) 休日

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	20円69銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	20円78銭
------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契 約 に つ き	230円86銭
-------------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契 約 に つ き	231円55銭
-------------	---------

(5) 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

イ その他の事項については、供給約款の従量電灯Bにかかわる規定を準用するものいたします。ただし、平日における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものいたします。

ロ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔日割計算〕）によるものといたします。

5 曜日別電灯 2 型

(1) 適用範囲

供給約款の従量電灯 C の適用範囲に該当し、3（平日休日区分）に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に旧選択約款本則 5（曜日別電灯 2 型）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、供給約款の従量電灯 C に準じて定めます。

(4) 料金

料金は、基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成 28 年 5 月 31 日までに使用される電気には A 表を、平成 28 年 6 月 1 日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280円80銭
---------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 平日

A表（平成28年5月31日まで）

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円97銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円30銭

B表（平成28年6月1日以降）

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円06銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円39銭

(ロ) 休日

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	20円69銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	20円78銭
------------	--------

(5) 契約期間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

イ その他の事項については、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものとしたします。ただし、平日における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものとしたします。

ロ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔日割計算〕）によるものとしたします。

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として平日休日別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものとしたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における平日休日別の使用電力量は、平日休日ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとしたします。）いたします。

Ⅱ 実施細目（日割計算）

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 3（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

1 検針期間の日数

- (1) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (2) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

2 暦日数

- (1) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (2) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 契約期間についての特別措置

この選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約期間は、本則4（曜日別電灯1型）(5)イまたは本則5（曜日別電灯2型）(5)イにかかわらず、旧選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約期間の始期から平成29年3月31日までといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、

イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭8厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、平日における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、平日における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。